

## 会員徽章及び隊友功労章規程

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）の会員徽章及び隊友功労章について定めることを目的とする。

### 第2章 会員徽章

(会員徽章の種類及び規格)

第2条 本会の会員徽章は、別図第1に示す白色のA型及び紺色のB型とし、規格は直径13mmとする。

### 第3章 隊友功労章

(隊友功労章の種類及び着用者)

第3条 隊友功労章の種類は、別図第2に示す表彰を受けた者が着用する第一種功労章、役員等経歴者（就任時以降）が着用する第二種功労章及び永年在籍者が着用する第三種功労章とする。

2 第一種功労章の種類及び着用者は次の各号のとおりとし、規格は直径24mmとする。

(1) I型 本会会長の表彰を受けた者

(2) II型 公益社団法人隊友会定款第63条に規定する県隊友会長（以下、「県隊友会長」という。）の表彰を受けた者

(3) III型 支部長の表彰を受けた者

3 第二種功労章の種類及び着用者は次の各号のとおりとし、規格は縦10mm、横20mmとする

(1) I型 本会の役員（理事及び監事）及び執行役（常務執行役、本部担当執行役及び地域担当執行役）並びに県隊友会及び複数の県隊友会をもって構成する組織（以下、「連合会」という。）の長

(2) II型 県隊友会及び連合会役員並びに支部長

(3) III型 支部役員

4 第三種功労章の種類及び着用者は次の各号のとおりとし、前項の第二種功労章と同規格とする。

- (1) I型 在籍30年以上
- (2) II型 在籍25年以上
- (3) III型 在籍20年以上
- (4) IV型 在籍15年以上
- (5) V型 在籍10年以上
- (6) VI型 在籍5年以上

(会員徽章等の着用要領)

第4条 会員徽章等の着用要領は、別図第3のとおりとする。

#### 第4章 雑 則

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別図第1  
(第2条関係)

会員徽章



別図第2  
(第3条関係)

隊友功労章

1 第一種功労章



I型  
本部会長表彰



II型  
県隊友会長表彰



III型  
支部長表彰

2 第二種功労章



I型  
本部役員等  
県隊友会長



II型  
県隊友会役員  
支部長



III型  
支部役員

3 第三種功労章



I型  
(在籍30年以上)



II型  
(在籍25年以上)



III型  
(在籍20年以上)



IV型  
(在籍15年以上)



V型  
(在籍10年以上)



VI型  
(在籍5年以上)

別図第3  
(第4条関係)

着用要領



- 会員徽章
- ロゴ・バッジ
- 第一種功労章
- 第二・三種功労章